

竹原市若者コミュニティ構築促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ALL 竹原きらっと未来創造会議（以下「ALL 竹原」という。）と連携して、市内で若者（若者とは、市内に在住又は在勤・在学する39歳以下の者をいう。以下同じ。）のコミュニティ構築を目的に実施する企画を公募し、審査を経て採択された団体に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については、竹原市補助金交付規則（昭和35年竹原市規則第11号）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 この補助金の交付の対象となる事業は、市内で実施する若者のコミュニティ構築を目的とした交流会等の事業とし、次に掲げる各号の内容を満たすものとする。ただし、従前から実施してきているイベントや会議等については対象としない。

- (1) 若者の繋がりづくりを行う団体、又は、若者5名以上により組織された団体が行う、若者が10名以上参加する企画であること。
- (2) 事業の実施会場は市内の施設等とすること。
- (3) 参加者から参加料を徴収する場合は、事業の趣旨を踏まえ、適正な額を設定すること。
- (4) 営利を主たる目的とせず、特定の商品の販売、販売のあっせん又は事業以外の業務への勧誘等、事業の趣旨を逸脱する活動を行わないこと。
- (5) ALL 竹原の運営委員会と連携して実施する企画であること。

(補助対象団体)

第3条 補助対象団体は、ALL 竹原の協力会員であり、かつ、市内に事務所等の拠点を有し、主として市内で活動を行う団体等とする。ただし、次に掲げる団体等を除くものとする。

- (1) 政治活動又は宗教活動を行うことを目的とする団体等
- (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団員と密接な関係を有する者を含んだ団体等（補助対象経費）

第4条 補助対象経費は、第2条に規定する事業の実施に必要な経費のうち別表に掲げる経費とし、食糧費及び個人への金銭・物品等の給付、企画参加者に掛ける保険（レクリエーション保険）料は補助対象外経費とする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、事業の実施に要する経費から補助対象外経費及び次に掲げる各号の収入を差し引いた団体の負担額の範囲と

する。

(1) 参加料

(2) その他の収入（広告料、寄附金、他の補助金等）

2 前項の団体区分及び限度額は、次のとおりとする。

(1) 若者を対象とする企画：35 万円

(2) 生徒・学生を主な対象とする企画：10 万円

3 同一の補助対象団体に対する補助金の交付は、同一会計年度につき、1 回を限度とする。

（補助対象事業の公募）

第6条 市長は、期間を定めて補助対象事業を公募するものとする。

2 市長は、補助対象事業を公募するときは、公募に関する事項を定め、これを公表する。

（応募の方法）

第7条 補助対象事業の公募に応募しようとする団体（以下「応募団体」という。）は、次に掲げる書類を提出するものとする。

(1) 企画提案書（様式第1号）

(2) 団体の概要（様式第2号）

(3) 事業計画書（様式第3号）

(4) 収支予算書（様式第4号）

(5) 納税に関する書類

(6) その他、市長が必要と認める書類

（事業の審査）

第8条 市長は、前条の規定による書類の提出があったときは、竹原市若者コミュニティ構築促進事業補助金審査委員会（以下「委員会」という。）において、その内容を審査するものとする。

2 応募団体は、前項の審査において、必要に応じ事業の内容に関し説明を行うものとする。

3 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（事業の決定）

第9条 市長は、前条第1項の審査の結果、補助金の交付を決定したときは、その旨を竹原市若者コミュニティ構築促進事業補助金選考結果通知書（様式第5号）により応募団体に通知する。

（補助金交付申請）

第10条 交付決定団体は、補助金の交付を受けようとするときは、竹原市若者コミュニティ構築促進事業補助金交付申請書（様式第6号）を市長に提出するものとする。

(交付決定通知)

第 11 条 市長は、前条の申請を受けたときは、補助金の額を決定し、竹原市若者コミュニティ構築促進事業補助金交付決定通知書（様式第 7 号）により、交付決定団体に通知するものとする。

2 市長は、前項の決定に際し、補助金の交付の目的を達するために必要な条件を付することができる。

(補助金交付条件)

第 12 条 前条第 2 項の必要な条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容又は経費の配分の変更（補助金の額に変更を及ぼさない変更で、補助対象経費の 20 パーセント以内の増減の軽微な変更を除く。）をする場合は、理由書を添えて市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、指示を受けること。
- (4) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間整備保管すること。
- (5) この補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産（以下「財産」という。）は、市長の承認を受けずに、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保の用に供してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号。以下「大蔵省令」という。）に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りではない。
- (6) 本補助金は、国の交付金を活用しているため、国が行う会計実地検査及び各種調査に協力すること。

(変更承認申請等)

第 13 条 交付決定団体は、補助金の交付の決定を受けた後に第 7 条各号に掲げる書類の記載事項を変更し、又は補助対象事業を中止しようとするときは、竹原市若者コミュニティ構築促進事業補助金変更（中止）承認申請書（様式第 8 号）により市長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、竹原市若者コミュニティ構築促進事業補助金変更（中止）承認決定通知書（様式第 9 号）により、前項の申請をした団体に通知するものとする。

(実績報告)

第 14 条 補助事業者は、当該補助事業が完了した日から起算して 30 日以内、又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の 2 月末のいずれか

早い期日までに、竹原市若者コミュニティ構築促進事業補助金実績報告書（様式第 10 号）に、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（様式第 11 号）
- (2) 収支精算書（様式第 12 号）
- (3) 領収書等の写し
- (4) 事業実施状況が確認できる資料（参加人数、写真等）
（補助金の額の確定）

第 15 条 市長は、前条の報告を受けたときは、速やかに交付すべき補助金の額を竹原市若者コミュニティ構築促進事業補助金交付額確定通知書（様式第 13 号）により行うものとする。

- 2 市長は前項の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

（補助金の交付）

第 16 条 市長は、前条の規定により交付すべき補助金の額が確定した後に、補助金を交付するものとする。ただし、必要があると認められるときは、概算払をすることができるものとする。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、竹原市若者コミュニティ構築促進事業補助金請求書（様式第 14 号）を、前項ただし書きの規定により補助金の支払を受けようとするときは、竹原市若者コミュニティ構築促進事業補助金概算払請求書（様式第 15 号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第 17 条 市長は、補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) この要綱に基づいて提出された書類に虚偽があったとき。
- (3) その他市長が不相当と認めたとき。

（その他）

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 7 月 9 日から施行する。

別表（第4条関係）

経費区分	内容
企画運営経費	事業企画運営打合せ等に係る旅費、 日当等
報償費	講師・司会者謝礼等
旅費	講師・司会者の交通費、宿泊費
消耗品費	事業の実施に必要な消耗品
燃料費	灯油代等
印刷製本費	チラシ、資料等の印刷費、コピー代 等
通信費	郵送料等
広告料	マスメディアの広告宣伝料等
使用料及び賃借料	会場使用料、機械・設備賃貸料等
その他事業実施に市長が必要と認める 経費	—